



# 高齢者タクシー料金助成利用券について (一般タクシー)

## 1 交付対象者

以下の①～④全てに該当する人

- ① 介護保険の要介護・要支援認定を受けている 65 歳以上の在宅者
- ② 特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホームなど介護等事業を提供する施設や、サービス付き高齢者向け住宅に入所・入居していない人
- ③ 安城市高齢者タクシー料金助成利用券（車いす・ストレッチャー専用）の交付を受けていない人
- ④ 安城市障害者福祉タクシー料金助成の対象とならない人

## 2 交付枚数 (年度末までの申請月を含めた残り月数×3枚)

申請月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
交付枚数	36	33	30	27	24	21	18	15	12	9	6	3

※令和3年度は8月～事業開始のため最大24枚

## 3 申請方法

- ・申請書に必要事項を記入の上、郵送又は高齢福祉課高齢福祉係の窓口（44番）で申請してください。介護保険被保険者証（または写し）が必要です。

## 4 助成内容

- ・「500円の利用助成券×交付枚数」を交付します。

## 5 利用方法

- ・乗車の際、タクシー券と介護保険被保険者証を乗務員に提示してください。
- ・タクシー券は、乗車1回につき1枚のみ利用できます。
- ・利用できるのは本人のみです。（付き添い者の同乗は可）
- ・普通車両（一般タクシー）のみ利用できます。
- ・「本チラシ裏面」及び「タクシー券冊子裏表紙」に記載の事業者で利用できます。

## 6 タクシー券の返却が必要となる場合

- ・介護等事業を提供する施設に入所した場合（特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）、サービス付き高齢者向け住宅 など）
- ・死亡、市外転出、要介護・要支援認定でなくなった場合

※チケットの情報やタクシー会社の乗務記録等を確認させてもらう場合があります。

<問い合わせ先 安城市役所高齢福祉課高齢福祉係 Tel.0566-71-2223>

【利用対象タクシー会社】

会 社 名	電 話 番 号	所 在 地
愛知福祉交通	(0566)71-2766	安城市朝日町
安城交通(株)	(0566)74-2214	安城市御幸本町
大興タクシー(株)	(0566)74-2185	安城市二本木町
愛知みどり交通(株)	(0566)41-2424	碧南市久沓町
さわやかサービス	(0564)58-2424	岡崎市羽根町
豊栄交通(株)	(0565)28-0228	豊田市深田町
名鉄知多タクシー(株)	(0569)37-1112	碧南市塩浜町
名鉄東部交通(株)	(0566)81-1276	知立市上重原町

令和3年7月1日現在